

主な事務事業の調整結果

3市では、これまで合併に向け様々な事務事業の調整を行ってきました。そこで、現在「浦和市」「大宮市」「与野市」で行っている事務事業が「さいたま市」になるとどのように変わるのか、市民生活に密接に関係のある主な事務事業について、その調整結果をお知らせします。

浦和市	大宮市	与野市	さいたま市
広報紙の配布事務			
- 発行日 毎月1日 - 全戸配布 192,000部 - 配布方法 宅配業者に委託 - 配布日 毎月1日の前日に配布を完了。 - 各世帯以外の配布 市内各駅改札口付近、支所、連絡所・市民の窓口、公民館、市民会館等には職員が直接配送、又は、文書箱、使送便等を利用して配布する。	- 配布物 市報、議会だより等の全戸配布的な文書・ポスター類 - 配布方法 - 連絡員（非常勤特別職） - 自治会等の団体に委託 - 市内各駅に広報紙設置 - 公共施設に広報紙設置 - 連絡員 - 自治会等連絡員 49名 - 自治会等 290団体 - 駅設置箇所数 16カ所 - 公共施設 46カ所 - 郵便局 42カ所	- 配布方法 自治会を通じて配布 - 自治会 43カ所 - 各駅 6カ所 - 公共施設など 44カ所 - 自治会による配布物 - 広報、議会だより、自治連だより、クリーンよの社協だより、県南水道だより	- 広報紙の配布については、迅速かつ確実に全世帯に配布する必要があるため、配布業者による宅配とする。 - 配布の時期 発行日3日前から発行日当日の間 - 配布の方法 発行日5日前に配布業者の指定場所に配送。業者が仕分け作業の後、各配布員が個別世帯に配布する。
塵芥収集（家庭系可燃物収集）			
- 収集方式 - 回数 週2回（定曜収集） - コース（3コース） 月・木 火・金 水・土 - 祝祭日も収集実施 - 排出方法（袋及びひも類） 生ごみ等＝透明、半透明 木の枝等＝ひも梱包 - 収集方法 ステーション方式 - 収集品目（主な物） - 生ごみ、紙くず - 布団類、衣類（資源物を除く） - 革製品（靴） - 木の枝等（長さ90cm太さ10cm以内）	- 収集方式 - 回数 週2回（定曜収集） - コース（2コース） 月・木 火・金 - 祝祭日も収集実施 - 排出方法（袋及びひも類） 生ごみ等＝半透明 木の枝等＝ひも梱包 - 収集方法 ステーション方式 - 収集品目（主な物） - 生ごみ、紙くず - 革製品（かばん、靴等） - 木の枝等（長さ1m太さ5cm以内） - 衣類等は資源物収集	- 収集方式 - 回数 週2回（定曜収集） - コース（2コース） 月・木 火・金 - 祝祭日も収集実施 - 排出方法（有料指定袋のみ） 生ごみ等＝半透明 木の枝等＝半透明 - 収集方法 ステーション方式 - 収集品目（主な物） - 生ごみ、紙くず - 革製品（金属類を取り除く） - 木の枝等（長さ50cm太さ5cm以内） - 衣類等は資源物収集	- 内容 家庭から排出される生ごみ等、可燃ごみを収集する。 - 新市の対応 旧市域で現状のまま実施し、合併後に品目について調整を図る。 与野市のごみ収集有料化指定袋について、手数料は徴収しない。なお、合併後有料化制度のあり方について検討する。

浦和市

大宮市

与野市

さいたま市

塵芥収集（家庭系不燃物・粗大ごみステーション収集）

- 内容
一般家庭より排出される不燃物、粗大ごみの収集
- 収集方式
 - ・回数 週1回（月～金）
 - ・祝祭日も収集実施
 - ・排出方法
不燃物＝透明袋
粗大ごみ＝現状又は分解
希望により有料戸別収集
 - ・収集方法 ステーション方式
- 収集品目（主な物）
 - ・せともの ・金物類（缶詰、なべ等）
 - ・大型のプラスチック類 ・ガラス類、電球等 ・家具類、電化製品

- 内容
一般家庭より排出される不燃物、粗大ごみの収集
- 収集方式
 - ・回数 週1回（月～金）
 - ・祝祭日も収集実施
 - ・排出方法
不燃物＝透明袋
粗大ごみ＝現状又は分解
 - ・収集方法 ステーション方式
- 収集品目（主な物）
 - ・せともの ・金物類（油缶、なべ等）
 - ・大型のプラスチック類
 - ・ガラス類 ・家具類、電化製品

- 内容
一般家庭より排出される不燃物の収集（粗大ごみは有料戸別収集）
- 収集方式
 - ・回数 週1回（月～金）
 - ・祝祭日も収集実施
 - ・排出方法（有料指定袋のみ）
不燃物＝透明袋
粗大ごみ＝別途戸別収集（不燃物のみ）
 - ・収集方法 ステーション方式
- 収集品目（主な物）
 - ・せともの ・金物類（油缶、なべ等）
 - ・大型のプラスチック類
 - ・ガラス類

- 内容
家庭から排出される不燃物を収集する。
- 新市の対応
旧市域で現状のまま実施し、合併後に調整を図る。
与野市のごみ収集有料化指定袋について、手数料は徴収しない。なお、合併後有料化制度のあり方について検討する。
粗大ごみは有料戸別収集とする。

下水道使用料

下水道使用量の算定の仕方（月額）
（水道水の使用量で算定）

1 m ³ から10 m ³ まで	基本使用料550円	
10 m ³ を超え30 m ³ まで	1 m ³ につき	65円
30 m ³ を超え50 m ³ まで		75円
50 m ³ を超え100 m ³ まで		90円
100 m ³ を超え200 m ³ まで		110円
200 m ³ を超え500 m ³ まで		120円
500 m ³ を超え1,000 m ³ まで		140円
1,000 m ³ を超え5,000 m ³ まで		150円
5,000 m ³ を超えるもの		160円

別途消費税分5％が加算されます。
納期 6月・9月・12月・3月

下水道使用量の算定の仕方（月額）
（水道水の使用量で算定）

1 m ³ から10 m ³ まで	基本使用料550円	
10 m ³ を超え30 m ³ まで	1 m ³ につき	65円
30 m ³ を超え50 m ³ まで		75円
50 m ³ を超え100 m ³ まで		90円
100 m ³ を超え200 m ³ まで		110円
200 m ³ を超え500 m ³ まで		120円
500 m ³ を超え1,000 m ³ まで		140円
1,000 m ³ を超え5,000 m ³ まで		150円
5,000 m ³ を超えるもの		160円

別途消費税分5％が加算されます。
納期 6月・9月・12月・3月

下水道使用量の算定の仕方（月額）
（水道水の使用量で算定）

1 m ³ から10 m ³ まで	基本使用料550円	
10 m ³ を超え30 m ³ まで	1 m ³ につき	65円
30 m ³ を超え50 m ³ まで		75円
50 m ³ を超え100 m ³ まで		90円
100 m ³ を超え200 m ³ まで		110円
200 m ³ を超え500 m ³ まで		130円
500 m ³ を超え1,000 m ³ まで		150円
1,000 m ³ を超え5,000 m ³ まで		180円
5,000 m ³ を超えるもの		180円

別途消費税分5％が加算されます。
納期 6月・9月・12月・3月

下水道使用量の算定の仕方（月額）
（水道水の使用量で算定）

1 m ³ から10 m ³ まで	基本使用料550円	
10 m ³ を超え30 m ³ まで	1 m ³ につき	65円
30 m ³ を超え50 m ³ まで		75円
50 m ³ を超え100 m ³ まで		90円
100 m ³ を超え200 m ³ まで		110円
200 m ³ を超え500 m ³ まで		120円
500 m ³ を超え1,000 m ³ まで		140円
1,000 m ³ を超え5,000 m ³ まで		150円
5,000 m ³ を超えるもの		160円

別途消費税分5％が加算されます。
納期 6月・9月・12月・3月
浦和市と大宮市の下水道使用料は現行のとおりです。与野市の200 m³を超える分が減額になり浦和市と大宮市の使用料と同額になります。（第3期分から新使用料に切り替わります。）

浦和市

大宮市

与野市

さいたま市

支所・出張所の設置状況

支 所	三室 尾間木 土合 大久保 美園
小計	5カ所
市民の窓口	浦和駅 北浦和駅 南浦和駅 東浦和駅 西浦和駅 与野駅 武蔵浦和駅 栄和 原山 山崎
小計	10カ所
連絡所	谷田 南浦和
小計	2カ所
合計	17カ所

支 所	指扇 馬宮 植水 片柳 七里 春岡
小計	6カ所
出張所	大宮駅 日進 宮原 東大宮 三橋 大和田
小計	6カ所
合計	12カ所

出張所	大戸
連絡所	第1 第2 第3
小計	3カ所
合計	4カ所

（浦和市）

- ・現在2カ所ある連絡所（谷田、南浦和）を統合し、市民の窓口（谷田市民の窓口）を設置します。（証明が即時発行になります）
- ・武蔵浦和駅市民の窓口を武蔵浦和支所にします。（新たに、転入・転出の届けや戸籍の届けなどを取り扱います）

（大宮市）

- ・支所及び出張所の設置状況については現行のとおりです。

（与野市）

- ・出張所及び連絡所の設置状況については現行のとおりですが、連絡所の名称が次のように変わります。
第1連絡所 → 大戸連絡所
第2連絡所 → 上落合連絡所
第3連絡所 → 西与野連絡所

重度身体障害者訪問入浴サービス事業

- 内容
家庭において自力又は家族の介護のみでは、入浴困難な重度身体障害者に対し、定期的な巡回入浴車又は入浴介護人の派遣を行う。
- 対象者 在宅の重度身体障害者
- 費用
1・2回目は 無料
3・4回目は 生活保護世帯 無料
所得税非課税世帯 無料
その他の世帯 3,000円

- 内容
居宅において入浴することが困難な重度障害者に対し、移動浴槽車を派遣し、定期的に訪問入浴サービスを行う。
- 対象者 在宅の重度身体障害者
- 費用
1・2回目は 無料
3・4回目は 生活保護世帯 無料
所得税非課税世帯 無料
その他の世帯 3,000円

- 内容
家庭において入浴困難な重度身体障害児者に対し、訪問により入浴サービスを行う。
- 対象者 在宅の重度身体障害児者
- 費用
1・2回目 1,000円
3・4回目 3,000円
生活保護世帯 無料
所得税非課税世帯 無料

- 内容
家庭において入浴困難な重度身体障害者に対し、巡回入浴車を派遣し、訪問により入浴サービスを行う。
- 対象者 在宅の重度身体障害者
- 利用料
生活保護世帯及び所得税非課税世帯 無料
その他の世帯 1・2回目 無料
3・4回目 3,000円
利用料については、手数料条例に基づき、市からの請求により利用者は市に支払う。

浦和市

大宮市

与野市

さいたま市

市心身障害者手当（福祉年金）支給事業

- 目的
心身障害者の生活の向上、福祉の増進を図る。
- 対象者
 - ・身体障害者手帳 1 級・2 級の方
 - ・療育手帳[㊤]・A・B の方
 - ・支給制限
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受けている方（1 級又は 2 級と[㊤]又は A の重複の方を除く。）
 - ・施設入所中 不可
 - ・手当額 月額5,000円
- 支給月 3月・9月
支給は申請月から

- 目的
心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図る。
- 対象者
 - 20歳未満 身体障害者手帳 1 級又は 2 級療育手帳[㊤]又は A（施設入所中可）
 - 20歳以上 身体障害者手帳 1 級又は 2 級療育手帳[㊤]又は A（施設入所中不可）
 - ・手当額 月額5,000円
 - 20歳未満 身体障害者手帳 3 級療育手帳 B 又は C（施設入所中可）
 - 20歳以上 療育手帳 B（施設入所中不可）ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給していないこと。
 - ・手当額 月額2,500円
- 支給月 3月・9月
支給は申請月の翌月分から

- 目的
在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減するため手当を支給する。
- 対象者
 - ・身障手帳の交付を受けている 1・2 級の障害を有する人
 - ・療育手帳の交付を受けている[㊤]・A・B の障害を有する人
 - ・施設に入所していないこと。
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給していないこと。
 - ・手当額 月額5,000円
- 支給月 3月・6月・9月・12月
支給は申請月の翌月分から

- 目的
心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図り、生活の向上、福祉の増進を図る。
- 対象者
 - ・身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の方
 - ・療育手帳[㊤]・A・B・C の方
 - ・0 歳から
- 支給制限
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受けている方（1 級又は 2 級と[㊤]又は A の重複の方は除く）
 - ・施設入所中の方
- 手当額
 - ・月額5,000円 身体障害者手帳 1 級又は 2 級療育手帳[㊤]、A 又は B
 - ・月額2,500円 身体障害者手帳 3 級療育手帳 C
- 支給月 3月・9月

重度心身障害者医療費給付事業

- 目的・内容
重度の身体障害者及び知的障害者の保健の向上と経済的負担の軽減を図るため医療費の自己負担分を助成する。
- 対象者
 - ・身体障害者手帳の 1～3 級
 - ・身体障害者手帳の 4 級の一部で満 65 歳以上の方
 - ・療育手帳[㊤]・A・B の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
 - ・障害基礎年金 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
- 助成方法
 - ・償還払い
 - ・郵送による申請可

- 目的・内容
重度心身障害者の医療費の本人負担分を助成し、必要とする医療の確保を図ることを目的とする。
- 対象者
 - ・身体障害者手帳の 1～3 級
 - ・身体障害者手帳の 4 級の一部で満 65 歳以上の方
 - ・療育手帳[㊤]・A・B の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
 - ・障害基礎年金 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
- 助成方法
 - ・老人保健受給者は、申請委任払い、その他は償還払い
 - ・郵送による申請可

- 目的・内容
重度心身障害者に対し、医療費の給付に係る一部負担金等を助成することにより、福祉の増進を図る。
- 対象者
 - ・身体障害者手帳の 1～3 級
 - ・身体障害者手帳の 4 級の一部で満 65 歳以上の方
 - ・療育手帳[㊤]・A・B の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
 - ・障害基礎年金 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
- 助成方法
 - ・老人保健受給者は、申請委任払い、その他は償還払い
 - ・郵送による申請可

- 目的・内容
重度心身障害者の保健の向上と経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分を助成し、医療の確保と福祉の増進を図る。
- 対象者
 - ・身体障害者手帳の 1～3 級
 - ・身体障害者手帳の 4 級の一部で満 65 歳以上の方
 - ・療育手帳[㊤]・A・B の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
 - ・障害基礎年金 1 級・2 級で満 65 歳以上の方
- 助成内容 医療保険制度における自己負担分
- 助成方法
 - ・償還払い
 - ・老人保健受給者は、申請委任払い

浦和市

大宮市

与野市

さいたま市

敬老祝金支給事業

○ 内容
長寿をお祝いして、9月15日現在、市内に引き続き1年以上居住する80歳以上かつ5の倍数の年齢の方に敬老祝金を贈呈している。
金額は一律20,000円

○ 内容
長寿をお祝いして、市内に引き続き6か月以上居住する75歳以上の方に敬老祝金を贈呈している。
金額は次のとおり。
90歳以上 15,000円
80～89歳 10,000円
75～79歳 8,000円

○ 内容
長寿をお祝いして、9月15日現在、市内に引き続き3か月以上居住する80歳以上かつ5の倍数の年齢の方に敬老祝金を贈呈している。
金額は一律20,000円

○ 内容
長寿をお祝いして、9月15日現在、市内に引き続き6か月以上居住する75歳以上かつ5の倍数の年齢の方及び100歳以上の方に敬老祝金を贈呈する。ただし、平成13年度は経過措置として、5月1日以前から引き続き居住する方で対象年齢に該当する方に贈呈する。
金額は次のとおり。
75歳 10,000円
80歳・85歳・90歳・95歳 20,000円
100歳以上の方（毎年） 20,000円

保育所（保護者負担金）

○ 階層区分 10階層
第1階層 生保世帯 1階層
第2階層 市税非課税世帯 1階層
第3・4階層 市税課税世帯 2階層
第5～10階層 所得税課税世帯 6階層
第1・2階層 保育料無料
○ 保育料最高額
3歳未満児 60,000円
3歳児 29,000円
4歳以上児 25,000円
○ 多子世帯の軽減後の保育料
第3～6階層
・入所している児童のうち最も年齢の高い児童 全額
・次に年齢の高い児童 半額
・その他の児童 無料
第7～10階層
・入所している児童のうち最も年齢の低い児童 全額
・次に年齢の低い児童 半額
・その他の児童 無料

○ 階層区分 20階層
A階層 生保世帯 1階層
B階層 市税非課税世帯 1階層
C階層 市税課税世帯 3階層
D階層 所得税課税世帯 15階層
A・B階層 保育料無料
○ 保育料最高額
3歳未満児 57,000円
3歳児 28,100円
4歳以上児 23,700円
○ 多子世帯の軽減後の保育料
D6階層未満の場合
・入所している児童のうち最も年齢の高い児童 全額
・次に年齢の高い児童 半額
・その他の児童 10分の1
D6階層以上の場合
・入所している児童のうち最も年齢の低い児童 全額
・次に年齢の低い児童 半額
・その他の児童 10分の1

○ 階層区分 12階層
第1階層 生保世帯 1階層
第2階層 市税非課税世帯 1階層
第3・4階層 市税課税世帯 2階層
第5～10階層 所得税課税世帯 8階層
第1・2階層 保育料無料
○ 保育料最高額
3歳未満児 60,000円
3歳児 29,000円
4歳以上児 25,000円
○ 多子世帯の軽減後の保育料
第3～6階層
・入所している児童のうち最も年齢の高い児童 全額
・次に年齢の高い児童 半額
・その他の児童 無料
第7～10階層
・入所している児童のうち最も年齢の低い児童 全額
・次に年齢の低い児童 半額
・その他の児童 無料

○ 階層区分 10階層
○ 年齢区分 「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分
○ 最高限度額 3歳未満児 60,000円
3歳児 29,000円
4歳以上児 25,000円
○ 多子世帯の軽減後の保育料
第3～6階層
・入所している児童のうち最も年齢の高い児童 全額
・次に年齢の高い児童 半額
・その他の児童 無料
第7～10階層
・入所している児童のうち最も年齢の低い児童 全額
・次に年齢の低い児童 半額
・その他の児童 無料
○ 市民税非課税世帯の取扱い 無料

浦和市	大宮市	与野市	さいたま市
保育所（開所時間・延長保育）			
○開所時間 （月～金）午前 7 時30分 ～午後 7 時30分（ 8 時30分） （土） 午前 7 時30分～午後 0 時15分 通常保育 （月～金）午前 8 時30分～午後 5 時 （土） 午前 8 時30分～午後 0 時15分 ○延長保育 《 1 時間延長》 ・実施園 全園（ 25 園） ・時間 （月～金） 午後 6 時30分～午後 7 時30分 ・対象 満 1 歳以上児 ・保育料 月額保育料の10% 《 2 時間延長》 ・実施園 25 園のうち 3 園 ・時間 （月～金） 午後 6 時30分～午後 8 時30分 ・対象 満 1 歳以上児 ・保育料 月額保育料の15% - 職員配置 2 名以上（ 1 名は常勤）	○開所時間 （月～金）午前 7 時30分～午後 7 時15分 （土） 午前 7 時30分～午後 2 時 通常保育 （月～金）午前 8 時30分～午後 5 時 （土） 午前 8 時30分～午後 0 時30分 時間外保育 ・朝の時間外保育 （月～土）午前 7 時30分～午前 8 時30分 ・夕方の時間外保育 （月～金）午後 5 時超 ～午後 6 時30分 （土）午後 0 時30分超～午後 2 時 ○延長保育 ・公立25保育園で午後 7 時15分まで実施 ・延長保育料については、月額保育料の10%を賦課 ・対象 満 1 歳以上児 - 職員配置 2 名以上（ 1 名は常勤）	○開所時間 （月～金）午前 7 時30分～午後 6 時30分 （土） 午前 7 時30分～午後 2 時30分 通常保育 （月～金）午前 8 時30分～午後 4 時30分 （土） 午前 8 時30分～午後 0 時 ○延長保育 ・公立 6 園中 2 園で実施 ・午後 7 時までの延長 ・延長保育料は、月額保育料の10% ・対象 満 1 歳以上児 - 職員配置 2 名以上（ 1 名は常勤）	○規定保育時間 （月～金）午前 8 時30分～午後 5 時 （土） 午前 8 時30分～午後 0 時15分 ○開所時間 （月～金）午前 7 時30分～午後 6 時30分 （ 7 時30分、 8 時30分） （土） 午前 7 時30分～午後 2 時30分 ○延長保育 （さいたま市延長保育事業実施要綱の制定） ・ 1 時間延長（午後 7 時30分まで） 57園中57園で実施 ・ 2 時間延長（午後 8 時30分まで） 57園中 3 園で実施 ・対象年齢 満 1 歳以上児 ・保育料 月額保育料の10%（ 2 時間延長の場合は15%） - 職員配置 2 名以上（うち 1 名は常勤）
通学区域の設定及び改廃			
○内容 各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定。学校規模が設置基準を大きく増減し、支障をきたす場合、学校の設置、統廃合、通学区域の見直しをはかる。 ○学校数 ・小学校 42校（過大規模 1） ・中学校 19校 ○通学区域の設定基準 児童・生徒数、学校規模、通学距離、通学上の安全、地域性、保護者の意向	○内容 各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定。学校規模が設置基準を大きく増減し、支障をきたす場合、学校の設置、統廃合、通学区域の見直しをはかる。 ○学校数 ・小学校 36校（過大規模 4） ・中学校 24校 ○通学区域の設定基準 児童・生徒数、学校規模、通学距離、通学上の安全、地域性、保護者の意向	○内容 各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定。学校規模が設置基準を大きく増減し、支障をきたす場合、学校の設置、統廃合、通学区域の見直しをはかる。 ○学校数 ・小学校 8 校 ・中学校 4 校 ○通学区域の設定基準 児童・生徒数、学校規模、通学距離、通学上の安全、地域性、保護者の意向	○内容 市町村は、小・中学校を設置する義務を負い、あらかじめ通学区域を設定している。これに基づき教育委員会は就学すべき学校を指定する。 なお、通学区域は当面現行のとおりとするが、地域の実情に配慮し調整することとする。また、通学区域の変更等は、教育委員会の諮問に応じ、通学区域に関する事項を審議し、答申する小中学校通学区域審議会を開催して検討する。 ○諮問機関「小中学校通学区域審議会」 ・定数 15人以内 ・構成 市議会議員、知識経験を有する者、市立小・中学校長、市立小・中学校 P T A の役員等

浦和市

大宮市

与野市

さいたま市

放課後児童健全育成事業

○目的・内容

放課後児童の健全育成を図るために、児童クラブ室を設置。

○設置形態 公設公営

- ・学校敷地内 8施設
- ・保育園併設 1施設
- ・児童センター併設 2施設
- ・単独 18施設
- ・整備区域 29小学校区

○対象 小学校1年～3年

○定員数 50人

○指導料 3,000円 / 1名月額（減免規定あり）

○おやつ代 2,000円 / 1名月額

○目的・内容

放課後児童の健全育成を図るために、留守家庭児童育成室を設置。

○設置形態

大宮市社会福祉事業団に運営を委託

・単独育成室

- 学校敷地内 2施設
- 市有施設 2施設

・児童センター併設 8施設

・整備区域 12小学校区

○対象 小学校1年～3年

○定員 30～50人

○育成料 5,000円 / 1名月額（減免規定あり）

○おやつ代 2,000円 / 1名月額

○目的・内容

放課後児童の健全育成を図るために、学童保育室を設置。

○設置形態 公設公営

学校敷地内 6施設

- ・児童センター併設 1施設
- ・単独 1施設
- ・整備区域 8小学校区

○対象 小学校1年～3年

○定員 30～40人

○保育料 1,150～4,720円 / 1名月額（減免規定あり）

○おやつ代 保育料に含む

○目的・内容

下校後保護者が就労等により家庭にいないことが常態である児童に対して、保護指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。

○対象 小学校1年～3年

○定員 30～50人

○開室時間 午後7時までとする

○指導料 下記のとおりとする

階層区分			指導料 (1名月額)
A	生活保護世帯		0円
B	所得税非課税世帯	市民税非課税世帯	0円
C		市民税課税世帯	2,000円
D	所得税課税世帯		4,000円

ただし、平成13年度については、旧浦和市の区域及び旧与野市の区域については「2,000円」を「1,500円」、「4,000円」を「3,000円」とする経過措置を設ける。

○おやつ代 2,000円 / 1名月額



浦和市

大宮市

与野市

さいたま市

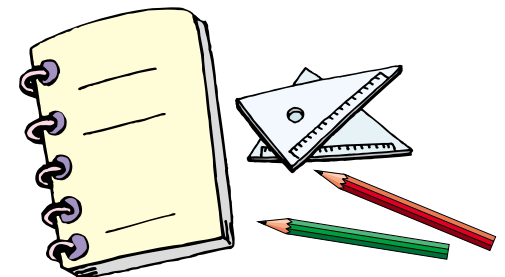
育英資金の貸付け

- 目的
進学の意欲を有するもので経済的な理由により就学困難な者のために、奨学金（又は入学準備金）を貸付け、有用な人材を育成する。
- 対象となる学校
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・専修学校（高等、専門課程）
 - ・大学
- 受給資格
市内に引き続き1年以上居住している者（準備金）世帯の子弟（奨学金）
- 貸付け金額
 - 奨学金
 - ・大学、専修学校（専門課程）
月額20,000円
 - ・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）
月額10,000円
 - 入学準備金
 - ・大学、専修学校（専門課程）
300,000円以内
 - ・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）
200,000円以内

- 目的
成績優秀な生徒で経済的な理由により就学困難な者に対して有用な人材を育成するため。
- 対象となる学校
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・大学
- 受給資格
市内に引き続き6ヵ月以上居住し、学力優秀、品行方正な心身共に健康である学生。
- 貸付け金額
 - 奨学金
 - ・大学 月額20,000円
 - ・高等学校等 月額10,000円
 - 入学一時金
 - ・大学（国公立） 200,000円
 - （私立） 400,000円
 - ・高等学校等（国公立） 100,000円
 - （私立） 200,000円

- 目的
経済的な理由により就学が困難な者に対して学資金を貸与し、有為の人材を育成し世帯の更生自立に寄与する。
- 対象となる学校
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・専修学校（高等、専門課程）
 - ・大学
- 受給資格
市内に在住し、心身共に修学に耐え、かつ、性行善良であること
- 貸付け金額
 - 奨学金
 - ・専修学校（専門課程）
月額25,000円以内
 - ・高等学校、専修学校（高等課程）
月額15,000円以内
 - 入学一時金
 - ・大学、専修学校（専門課程）
（国公立） 300,000円
（私立） 500,000円
 - ・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）
（国公立） 150,000円
（私立） 300,000円

- 目的
進学の意欲を有するもので経済的な理由により就学困難な者に対して奨学金又は入学準備金を貸付け、有用な人材を育成する。
- 対象学校
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・専修学校（高等、専門課程）
 - ・大学
- 貸付金額
 - 奨学金
 - ・大学等 25,000円（月額）
 - ・高等学校等 15,000円（月額）
 - 入学準備金
 - ・大学等 400,000円
 - ・高等学校等 200,000円
- 貸付審査 審査委員会で決定
- 返還方法
 - 奨学金 卒業又は退学した翌月から6ヵ月経過後、月賦あるいは半年賦により返還。
 - 入学準備金 卒業又は退学した翌月から6ヵ月経過後、月賦により返還。
- 申請期限
 - 奨学金 4月15日までとする
 - 入学準備金 1月20日までとする



浦和市	大宮市	与野市	さいたま市
個人市民税賦課事務			
○納税義務者 ・市内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割 ○税率 ・均等割 年額2,500円 ・所得割 200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10% ○課税標準 地方税法第313条の定めによる ○非課税基準 地方税法及び市税条例の定めによる	○納税義務者 ・市内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割 ○税率 ・均等割 年額2,500円 ・所得割 200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10% ○課税標準 地方税法第313条の定めによる ○非課税基準 地方税法及び市税条例の定めによる	○納税義務者 ・市内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割 ○税率 ・均等割 年額2,500円 ・所得割 200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10% ○課税標準 地方税法第313条の定めによる ○非課税基準 地方税法及び市税条例の定めによる	○納税義務者の範囲 地方税法及び市税条例の定めによる ○税率 ・均等割 平成13年度2,500円、平成14年度以降3,000円とする ・所得割 地方税法及び市税条例の定めによる ○課税標準 地方税法及び市税条例の定めによる ○非課税基準 地方税法及び市税条例の定めによる ○納期 ・特別徴収 各年度：6月～翌年5月まで毎月徴収した翌月の10日まで ・普通徴収 各年度：6月、8月、10月、翌年1月の各月末まで
固定資産税及び都市計画税の納期			
○固定資産税・都市計画税の納期(平成13年度) - 第1期 4月1日から同月30日まで - 第2期 7月1日から同月31日まで - 第3期 12月1日から同月28日まで - 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	○固定資産税・都市計画税の納期(平成13年度) - 第1期 4月1日から同月30日まで - 第2期 7月1日から同月31日まで - 第3期 12月1日から同月28日まで - 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	○固定資産税・都市計画税の納期(平成13年度) - 第1期 4月1日から同月30日まで - 第2期 7月1日から同月31日まで - 第3期 12月1日から同月28日まで - 第4期 翌年2月1日から同月末日まで	○固定資産税・都市計画税の納期(平成14年度以降) - 第1期 5月1日から同月31日まで - 第2期 7月1日から同月31日まで - 第3期 12月1日から同月28日まで - 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

